

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、令和六年六月一日から適用する。

令和六年三月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一 医科診療報酬点数表に規定する検査又は手術を受ける患者

- イ D412-3 経頸静脈的肝生検
- ロ K013-3 自家皮膚非培養細胞移植術
- ハ K022-3 慢性膿皮症手術
- ニ K053-2 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
- ホ K055-4 大腿骨遠位骨切り術
- ヘ K069-4 関節鏡下半月板制動術
- ト K076-3 関節鏡下肩関節授動術（関節鏡下肩腱板断裂手術を伴うもの）
- チ K077-2 肩甲骨烏口突起移行術
- リ K080-5 関節鏡下肩関節唇形成術 3 関節鏡下肩甲骨烏口突起移行術を伴うもの
- 又 K082-7 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ル K147-3 緊急穿頭血腫除去術
- ヲ K176-2 脳硬膜血管結紮術
- ワ K196-6 末梢神経ラジオ波焼灼療法（一連として）
- カ K259-3 ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術
- ヨ K271 毛様体光凝固術 1 眼内内視鏡を用いるもの
- タ K343-2 経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 2 その他のもの

改正前

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一 医科診療報酬点数表に規定する検査、手術又は放射線治療を受ける患者

- イ D413 前立腺針生検法 1 M R I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの
- ロ K019-2 自家脂肪注入
- ハ K054-2 脛骨近位骨切り術
- ニ K080-7 上腕二頭筋腱固定術
- ホ K142-8 顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術
- ヘ K145-2 皮下髄液貯溜槽留置術
- ト K169-2 内視鏡下脳腫瘍生検術
- チ K169-3 内視鏡下脳腫瘍摘出術
- リ K174 水頭症手術 3 シヤント再建術
- 又 K190-8 舌下神経電気刺激装置植込術
- ル K217 眼瞼内反症手術 3 眼瞼下制筋前転法
- ヲ K225-4 角結膜悪性腫瘍切除術
- ワ K242 斜視手術 6 調節糸法
- カ K259-2 自家培養上皮移植術
- ヨ K268 緑内障手術（2 流出路再建術 イ 眼内法及び濾過胞再建術 (needle法) に限る。）
- タ K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術
- レ K308-3 耳管用補綴材挿入術
- ソ K319-2 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- ツ K343-2 経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）

レ	K 3 4 7 ー 8	内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型（前彎矯正術）
ロ	K 3 4 7 ー 9	内視鏡下鼻中隔手術Ⅳ型（外鼻形成術）
ツ	K 4 7 6 ー 5	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
ネ	K 5 0 8 ー 4	気管支バルブ留置術
ナ	K 5 1 4 ー 2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 5 肺全摘
ラ	K 5 1 4 ー 7	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
ム	K 5 2 9 ー 5	喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）
ウ	K 5 4 4	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術 1 単独のもの イ 胸腔鏡下によるもの
ホ	K 5 4 8	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） 3 アテローム切除アブレージョン式血管形成術用カテーテルによるもの
ノ	K 5 7 3	心房中隔欠損作成術 1 経皮的心房中隔欠損作成術 ロ スタティック法
ハ	K 5 7 4 ー 4	胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術
ク	K 6 1 5	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等） 3
ケ	K 6 3 5 ー 4	門脈塞栓術（開腹によるもの）
コ	K 6 3 5 ー 4	腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術
カ	K 6 4 5 ー 2	腹腔鏡下骨盤内臓全摘術
キ	K 6 4 5 ー 3	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
フ	K 6 5 6 ー 2	腹腔鏡下胃縮小術 2 スリーブ状切除によるもの（バイパス術を併施するもの）
ヘ	K 7 0 0 ー 4	腹腔鏡下臍中央切除術
エ	K 7 7 3 ー 7	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
テ	K 7 9 8	膀胱結石、異物摘出術 3 レーザーによるもの

ネ	K 3 8 8 ー 3	内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）
ナ	K 4 7 0 ー 2	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
ラ	K 4 9 4 ー 2	胸腔鏡下胸腔内（胸膜内）血腫除去術
ム	K 5 1 4 ー 2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 4 気管支形成を伴う肺切除
ウ	K 5 2 9 ー 4	再建胃管悪性腫瘍手術
ホ	K 5 3 3 ー 3	内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術
ノ	K 5 5 5 ー 2	経カテーテル弁置換術 3 経皮的肺動脈弁置換術
ハ	K 5 9 4	不整脈手術 4 左心耳閉鎖術 ロ 胸腔鏡下によるもの
ケ	K 6 1 6 ー 7	ステントグラフト内挿術（シヤント）
コ	K 6 1 6 ー 8	吸着式潰瘍治療法（1日につき）
マ	K 6 1 7	下肢静脈瘤手術 4 静脈瘤切除術
ケ	K 6 2 7 ー 2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術 4 側方
フ	K 6 5 3 ー 6	内視鏡的逆流防止粘膜切除術
コ	K 6 7 5 ー 2	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
エ	K 6 9 7 ー 4	移植用部分肝採取術（生体） 1 腹腔鏡によるもの
テ	K 7 2 1 ー 5	内視鏡的小腸ポリープ切除術
ア	K 7 3 2 ー 2	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（直腸切除術後のものに限る。）（悪性腫瘍に対するものを除く。）
サ	K 7 4 0 ー 2	腹腔鏡下直腸切除・切断術（3 超低位前方切除術及びび4 経肛門吻合を伴う切除術に限る。）
キ	K 7 4 6 ー 3	痔瘻手術（注入療法）
ユ	K 7 5 5 ー 3	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
メ	K 7 7 3 ー 5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） 2 その他のもの
ミ	K 7 7 3 ー 6	腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支

ア	K809-4	腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）
カ	K821-4	尿道狭窄グラフト再建術
キ	K830-3	精巣温存手術
ク	K836-3	腹腔鏡下停留精巣内精巣動脈結紮術
ケ	K841-7	経尿道的前立腺水蒸気治療
コ	K841-8	経尿道的前立腺切除術（高圧水噴射システムを用いるもの）
シ	K872-3	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術
	2	組織切除回収システム利用によるもの

二 (略)

三 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号2466又は2467に該当するものうち、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の表に規定する傷病名U071又はU072に該当する患者

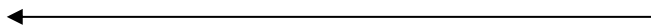
シ	K800-4	ハシナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
エ	K823-7	膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）
ヒ	K828-3	埋没陰茎手術
モ	K838-2	精巣内精子採取術
セ	K841-6	経尿道的前立腺吊上術
ス	K860-3	腹腔鏡下腔断端挙上術
ソ	K882-2	腹腔鏡下子宮癒痕部修復術
イイ	K884-2	人工授精
イロ	K884-3	胚移植術
イハ	K890-4	採卵術
イニ	K916	体外式膜型人工肺管理料（1日につき）
イホ	K917	体外受精・顕微授精管理料
イヘ	K917-2	受精卵・胚培養管理料
イト	K917-3	胚凍結保存管理料
イチ	K922-3	自己骨髄由来間葉系幹細胞投与（一連につき）

二 (略)

三 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号4053又は4054に該当するものうち、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の表に規定する傷病名U071又はU072に該当する患者

イリ	K939-9	切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算
イヌ	M001-5	ホウ素中性子捕捉療法（一連につき）

別表を次のように改める。



別表

	薬剤	番号
1	グルカルピダーゼ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第68条の2の規定により公表された注意事項等情報をいう。以下同じ。）として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
2	ラブリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年5月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	242及び243
3	ソマップシタン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1636から1639まで、1641及び1642
4	ベムプロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
6	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1665
7	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
8	リトレスチニブトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1531
9	フチバチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1042から1044まで、1050、1051、1060、1064及び1067

10	ベグアスバルガーゼ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1995、1998、2002、2003及び2005
11	ボレチゲン ネパールボベク（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	379及び380
12	トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	485から487まで、499から501まで、510、511及び519
13	オラパリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1736、1738及び1744
14	ジロコプランナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	253から255まで、257及び258
15	エプコリタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
16	ペルツズマブ（遺伝子組換え）／トラスツズマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020及び1032
17	ロザノリキシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	253から255まで、257及び258
18	レカネマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	293及び294
19	セフィデロコルトシル酸塩硫酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月30日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号